

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

亀山市長 櫻井 義之

市町村名 (市町村コード)	亀山市 (24210)
地域名 (地域内農業集落名)	木崎・新所(上田、関台、宿屋、水落し)地区 木崎(上田、関台)・新所(宿屋、水落し)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月20日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地区は、70歳以上の担い手のほとんどが後継者がいない状況である。一方で、40代から50代の担い手が36.4%いるため、将来の担い手として確保することが重要である。また、優良農地に太陽光発電施設が設置されることにより、将来の営農環境への影響が懸念される。

主な作物:水稲、露地野菜

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稲を主要作物としつつ畑地化への意向がある農地については、段階的に畑地化を進めていく。  
 ・後継者がいない農地は可能な限り現耕作者が継続していき、将来は農業の拡大の意向を示す担い手に集約化を進める。  
 ・担い手への農地集積、集約を進めるにはまとまった農地が必要であるため、優良農地は地権者の意向を踏まえつつ可能な限り担い手に預けられる状態を守っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	14.77 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	14.21 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地で1団となり農業上の利用が行われる区域とした。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・集落内の認定農業者を始めとする拡大意欲を示す担い手に集約化を図りつつ、地域全体で農業を支えていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の活用を目指し、集落の状況に応じて段階的に農地集積を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業者のニーズが高まれば圃場整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域の中から担い手を育成しつつ、地域の意向を踏まえながら、新たな農業者の発掘のため、JAや県などの関係機関と連携して相談体制の構築を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在のところ未定

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①防護柵を設置している箇所は引き続き維持管理していく。